

産後ドゥーラ養成講座受講料の一部助成

北区では、産前と産後の育児を行っている家庭を対象に、産後ドゥーラやベビーシッターを派遣する安心ママパパヘルパー事業を実施しています。本事業内で活動する産後ドゥーラを育成するため、予算の範囲内において、産後ドゥーラ養成講座受講料の一部を助成します。

産後ドゥーラとは・・・

産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後の身体の回復、赤ちゃんの育児や新しい生活へのスムーズな導入を目的に、母親の気持ちに寄り添った、母親のためのサポートを行う人です。

(一般社団法人ドゥーラ協会 HP より)



対象者 以下のすべてに当てはまる方

- 一般社団法人ドゥーラ協会が実施する産後ドゥーラ養成講座を受講し、認定を受け、北区が委託する事業者と雇用契約をした方
- 安心ママパパヘルパー事業において家事支援及び育児支援を委託する事業者に産後ドゥーラとして登録し、3年間北区内で活動できる方

※北区民以外の方でも助成の対象となりますが、遠隔地にお住まいの方についてはご事情を聞き取りさせていただく場合がございます。

※委託事業者については子ども家庭支援センターまでお問合せください。

※他自治体で産後ドゥーラ養成講座受講料に関する助成を受けている場合は、対象外です。

助成金額 329,000円 対象講座 第34期

《助成金の申請先・問合せ先》

北区子ども家庭支援センター
住所：〒114-0002
北区王子 6-7-3
電話：03-3914-9565

《産後ドゥーラ・講座について》

一般社団法人ドゥーラ協会
ホームページ
<https://www.doulajapan.com/>
電話：03-3386-6355

申請から助成までの流れ

1 「産後ドゥーラ養成講座・プレ講座」に参加する

産後ドゥーラ養成講座を受講するにあたっては、プレ講座への参加が必須です。
詳しくは、一般社団法人ドゥーラ協会のHPをご覧ください。

2 「産後ドゥーラ養成講座」に申し込む

3 北区へ事前申し込みをする

産後ドゥーラ養成講座に申込み、受講が決定したら、北区へ事前申し込みを行ってください。審査のうえ、助成対象となるかのご連絡をさせていただきます。なお、予算額を超えた場合は申し込みをした方の中から決定します。

- 提出書類** ▶ 産後ドゥーラ養成講座の受講の申込みをしたことがわかる書類（一般社団法人ドゥーラ協会からの申込受付完了メールを印刷したものでも可）
▶ （区外在住の場合）住所がわかる書類

申請方法 電子申請（LoGo フォーム）

申請期日 第34期産後ドゥーラ養成講座が開講する前まで



▲電子申請はこちら

4 「産後ドゥーラ養成講座」を受講し認定を受ける

5 指定の事業者へ産後ドゥーラとして登録する

安心ママパパヘルパー事業において北区が家事支援及び育児支援を委託する事業者へ産後ドゥーラとして登録してください。助成には北区が委託する事業者との雇用契約が必須となります。

6 北区へ助成金の申請をする

北区産後ドゥーラ養成講座受講費助成金請求書等を提出してください。後日、指定の口座へ助成金を支払います。

- 提出書類** ▶ 北区産後ドゥーラ養成講座受講費助成金請求書
▶ 産後ドゥーラ認定証の写し
▶ 産後ドゥーラ養成講座受講料の領収書（振込の明細書等でも可）
▶ 指定の事業者へ産後ドゥーラとして登録したことがわかる書類（雇用契約書の写し）
▶ （区外在住の場合）前年度の納税証明書又は非課税証明書

申請方法 郵送または持参

申請期日 産後ドゥーラ認定年度内

